

山梨県公報

第二百三号

令和三年

七月一日

木曜日

目次

告示

- 山梨県附属機関の設置に関する条例第二条第三項の規定に基づく附属機関の設置……………三四九
- 土地改良区の定款の一部変更の認可(二件)……………三五〇
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………三五〇
- 個人情報保護条例の施行状況……………三五一
- 行政文書の開示の実施状況……………三五一
- 指名競争入札について……………三五二
- 一般競争入札について……………三五三
- 土地改良区役員の退任及び就任……………三五五
- 換地計画の決定……………三五五

公告

告示

山梨県告示第九十号

山梨県附属機関の設置に関する条例(昭和六十年山梨県条例第三号)第二条第三項の規定により、附属機関を設置することとしたので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年七月一日

山梨県知事 長崎 幸太郎

附属機関	担任职務	委員の定数	委員の要件	委員の任期	所管課
山梨県クリーニング師試験委員会	一 試験方針の決定 二 試験問題の作成	十人以内	一 衛生法規や公衆衛生に関する知識	令和三年七月二十七日から令和四年三月三十日	福祉保健部衛生業務課

三 合否の検討

を有する
 県の職員
 二 繊維やクリーニング技術について専門的な知識を有する県の職員
 三 繊維の鑑別に関する技能を有する県の職員
 四 クリーニング師の免許を受け、かつ、ワイシャツのアイロン仕上げに関する技能を有している者
 で、山梨県クリーニング生活衛生同業組合の推薦する者

一日まで

山梨県告示第百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和三年六月二十三日御勅使川右岸土地改良区の定款の一部変更を認可した。

令和三年七月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県告示第百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和三年六月二十四日両村堰土地改良区の定款の一部変更を認可した。

令和三年七月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県告示第百九十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和三年七月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

奥平の3	急傾斜地崩壊危険区域		次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一号から四十三号までの標柱を順次結んだ線及び標柱番号四十三号と一号の標柱を結んだ線に囲まれた区域	標柱番号	郡	市	町	村	大字	字	地番
	七	六		五	四	三	二	一	上野原市	四方津	奥平道下

八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
二一八二番三	二一八二番二	同	二一六九番三	二一六九番二	同	同	同	二一六九番乙	同	二一七〇番	同	同	同	二一五二番	二一六五番	同	同	同	二一六六番	同	同	二一六九番丙	同	同	二一八二番三	同	同	同	二一八六番乙	二一八六番一	同	同	二二〇二番乙地

四十二	同	同	同	先水路敷
四十三	同	同	同	二二〇二番乙
				二二〇四番二

公 告

● 個人情報保護条例の施行状況

山梨県個人情報保護条例（平成十七年山梨県条例第十五号）第六十六条第二項の規定により、令和二年度における各実施機関の山梨県個人情報保護条例の施行状況を次のとおり公表する。

令和三年七月一日

一 山梨県個人情報保護条例の施行の状況

山梨県知事 長 崎 幸太郎

個人情報取扱事務の登録の件数	一、一〇五件
開示請求、訂正請求及び利用停止請求の件数	九、八三二件
開示請求、訂正請求及び利用停止請求の処理状況	九、八三二件
審査請求の件数	二件
審査請求の処理状況	二件

二 実施機関別の開示請求、訂正請求及び利用停止請求の状況

知事	一〇三件
教育委員会	六、五六七件
人事委員会	三一九件
公営企業管理者	一件

警察本部長	二、六三五件
地方独立行政法人山梨県立病院機構	一三六件
公立大学法人山梨県立大学	七一件

● 行政文書の開示の実施状況

山梨県情報公開条例（平成十一年山梨県条例第五十四号）第三十七条第二項の規定により、令和二年度における各実施機関の行政文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

令和三年七月一日

一 行政文書の開示の状況

山梨県知事 長 崎 幸太郎

開示請求	合計	七九三件
	全部開示決定	六八七件
開示決定	全部開示決定	一八一件
	一部開示決定	五〇六件
不開示決定		六五件
取下げ		四一件
審査請求		二件
審査請求に対する裁決		〇件

二 実施機関別の請求の状況

--	--

知事	七一七件
議会	一八件
教育委員会	二六件
選挙管理委員会	四件
人事委員会	四件
公営企業管理者	二件
警察本部長	一三件
地方独立行政法人山梨県立病院機構	三件
公立大学法人山梨県立大学	一件
山梨県道路公社	五件

● 指名競争入札について

次のとおり指名競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和三年七月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 指名競争入札に付する事項

1 調達をする役務の名称及び数量

(一) 名称 行政情報ネットワーク等総合保守管理業務

(二) 数量 一式

2 調達をする役務の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 履行期間 令和三年十月一日から令和六年九月三十日まで

4 履行場所 知事が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県総務部情報政策課

三 指名競争入札の参加資格 次のいずれにも該当しない者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の十一第一項において準用する同令第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者

2 地方自治法施行令第六百六十七条の十一第一項において準用する同令第六百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同令第六百六十七条の十一第一項において準用する同令第六百六十七条の四第二項の規定により定められた期間を経過していないもの

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六百六十七条の十一第一項において準用する同令第六百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）

4 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二十五号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）

5 営業に関し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

6 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

四 指名されるために必要な要件

1 本業務を迅速かつ確実に履行できる体制が整備されている者であること。

2 県のネットワークを熟知している者であること。

3 監視業務について、ISMS適合性評価制度（情報セキュリティマネジメント）を取得しているか、又は同等レベル以上であることを証明できること。

五 指名競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 この公告の日の翌日から令和三年八月二日（月）まで（山梨県の休日）を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参し、又は郵送すること。
郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部情報政策課

4 審査の免除 1から3までにかかわらず、現に有効な指名競争入札の参加資格を有している者は、この五において定める審査を受けることを要しない。
六 入札手続等

1 契約条項を示す場所等 この公告の日の翌日から令和三年七月十九日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前九時から午後五時まで、53に掲げる場所において一般の縦覧に供する。なお、本件に係る入札説明会は実施しない。

2 入札説明書の交付方法

(一) この公告の日の翌日から令和三年七月十九日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、53に掲げる場所において直接交付する。なお、入札説明書の交付を希望する者は、事前に七9(三)の問合せ先に電話連絡すること。

(二) (一)以外の方法による交付を希望する場合は、令和三年七月十三日(火)午前十時までに七9(三)の問合せ先に電話連絡すること。

3 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 令和三年八月十二日(木)午後一時三十分

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁北別館四階マルチメディアルーム

4 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部情報政策課宛に令和三年八月十一日(水)午後五時までに到着するよう送付すること。

5 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 指名競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る指名競争入札に関して不正の行為があったとき。

(三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

6 落札者の決定方法 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号)第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

七 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 免除

3 契約保証金 免除

4 違約金の有無 有

5 最低制限価格の有無 無

6 前払金の有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七年山梨県条例第九十号)に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することがある。

9 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に31から6までのいずれかに該当する者となった場合は、契約を締結しない。この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県総務部情報政策課(電話〇五五―二二三―一四一九)

※ Summary

1 Nature and amount of services required: The overall maintenance and management of the IT network of the Yamanashi Prefectural Government (1 maintenance package)

2 Date and time for tender: 1:30PM August 12, 2021

3 Bureau in charge: Information Policy Division, General Affairs Department, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1419

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和三年七月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 一般競争入札に付する事項

1 借入物品等の名称及び数量

(一) 名称 林政部職員業務用パソコン等

(二) 数量 一式

2 借入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間 令和三年十一月一日から令和六年二月二十九日まで

4 納入場所 山梨県庁及び知事が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県林政部林政総務課

三 一般競争入札の参加資格 次のいずれにも該当しない者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者

2 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつて、その役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六十七條の四第一項第三号に該当する者を除く。）

4 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

5 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 令和三年七月七日（水）から同月二十一日（水）まで（山梨県の休日を含め、平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。
山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県林政部林政総務課総務経理担当

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所等 この公告の日の翌日から令和三年七月十六日（金）まで（県の休日を除く。）

2 入札説明書の交付方法 この公告の日の翌日から令和三年七月十六日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四三に掲げる場所において直接交付する。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所
(一) 日時 令和三年八月十一日（水）午後三時

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁防災新館四階四〇九会議室

5 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。
(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があつたとき。
(三) 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第八八條の二の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていないとき。

(四) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によつて必要事項を確認し難いとき。

(五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

6 落札者の決定方法
(一) 規則第二百二十七條第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

(二) 低入札価格調査制度を適用し、設定した調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札決定が有効とならない場合がある。

六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨
(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 規則第八八條の二第二項の規定により、免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九條の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約の締結 落札決定の通知をした日から七日以内に締結する。

- 5 違約金の有無 有
- 6 前払金の有無 無
- 7 その他

(一) 詳細は、入札説明書による。
 (二) 問合せ先 山梨県林政部林政総務課(電話〇五五―二二三―一六三二)

※ Summary

- 1 Nature and quantity of the products to be procured: Computer equipment for integrated system 1 unit
- 2 Date and time for tender: 3:00PM August 11, 2021
- 3 Bureau in charge: General Forestry Administration Division, Forestry Administration Department, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan TEL. 055-223-1632

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、相川土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

令和三年七月一日

一 退任

山梨県知事 長 崎 幸太郎

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	保坂敬夫	甲府市上積翠寺町四百七十八番地	令和二年四月二十六日
同	山村忠弘	甲府市岩窪町六十九番地一	同
同	中澤千尋	甲府市塚原町七百十三番地	同

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	山村忠弘	甲府市岩窪町六十九番地一	令和二年四月二十七日

同	中澤千尋	甲府市塚原町七百十三番地	同
同	野村洋一	甲府市岩窪町二百二番地四	同

● 換地計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により県営畑地帯総合整備事業(万力地区万力第四工区)の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和三年七月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 令和三年七月二日から令和三年八月二日まで
- 三 縦覧場所 山梨市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和三年八月十七日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和四年一月四日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番